

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

おおのみち幼稚園・幸福の森幼稚園・なかもり幼稚園・細田学園幼稚園・みわ幼稚園・その他市外の新制度未移行幼稚園を利用される方はご確認ください。

1 教育を希望し、保育を必要としない子どもたち**【対象者・保育料】**

- 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ★ 新制度未移行幼稚園の新規入園者の入園料・保育料について、無償化月額上限額は25,700円です。
- ★ 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、給食費分が給付されます。 ※別紙「No.9」参照
- ★ 給食費の給付について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします ※別紙「No.9」参照

【無償化の対象となる手続き】

市に認定申請書を提出し、[新1号認定]を受ける必要があります。

2 保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち**【対象者・保育料】**

- ★ 新規入園者の入園料・保育料の無償化については、上記 1 と同じです。
- ★ 預かり保育が無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要となり、市から[新2号認定]や[新3号認定]を受ける必要があります(申請が必要です)。 ※別紙「No.6」参照

※ [新2号認定] や [新3号認定] を受ける方は、 [新1号認定] を受ける必要はありません。

- 以下の支給要件に該当する場合、市から新2号認定又は新3号認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	[満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した]した子どもで、保育を必要とする要件(保護者毎に就労等)がある子ども
新3号認定	0歳から[満3歳に達する日以後最初の3月31日まで]の間にある子どもで、保育を必要とする要件(保護者毎に就労等)があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども

- 利用日数に応じて、[新2号認定]は月額上限11,300円まで、[新3号認定]は、月額上限16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となる額は、各号の月額上限の範囲内で[450円×利用日数]と施設への支払い金額を比較して低い方となります。

(例) 新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

- 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《保護者が実際に園に支払う金額》
 $600円 \times 20日(利用日数) = 12,000円 \dots (A)$

《無償化対象の基準額(※新2号の上限額は11,300円)》
 $450円 \times 20日(利用日数) = 9,000円 \dots (B)$

《市から保護者に償還払いする無償化対象金額》
 (A)と(B)を比較し、低い方 ⇒ (B)の9,000円

- 預かり保育の利用料は、償還払いの方法を検討しています。
 ①これまでどおり、保護者が園に支払う。→②園を通じて償還払いの申請をする。
 →③審査後に保護者に償還払いをする。

【無償化の対象となる手続き】

市に認定申請書及び就労証明書等を提出し、市から[新2号認定]または[新3号認定]を受ける必要があります。

3 預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

- 2 の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり保育提供時間等が一定基準未満の園である場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。(現在、市内の幼稚園で基準未満の園はありません。)

※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満(教育時間4時間含む) もしくは 年間開所日数が200日未満

※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※無償化限度額は、[新2号]は預かり保育の月額上限11,300円まで、[新3号]は月額上限16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

※一定基準を満たす幼稚園等に通う方は、認可外保育施設等の利用部分は無償化の対象外です。

《問い合わせ先》

志木市役所 健康福祉部 子ども家庭課 (電話：048-473-1111 内線2441)